◎新潟県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和３年４月16日

新潟県新発田地域振興局長

１　退　任

理事　新発田市池ノ端1234番地　　姉﨑　康司

退任年月日　令和３年３月26日